

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	身体障害者手帳の返還命令	
根拠法令・条項	身体障害者福祉法第 16 条第 2 項	
所管課	障害福祉部 障害者更生相談所	
<p>処分基準 （処分基準を設定できない場合 および基準が公開できない場合はその理由）</p>	<p>次の事項に該当する場合に堺市長は身体障害者手帳の返還を命ずることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本人の障害が身体障害者福祉法別表に該当しないと認めた場合。 2 身体障害者手帳の交付を受けている者が、正当な理由がなく、身体障害者福祉法第 17 条の 2 第 1 項の規定による診査又は児童福祉法第 19 条第 1 項の規定による診査を拒み、又は忌避した場合。 3 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡又は貸与したとき。 	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p style="text-align: center;"> ・聴聞 ・弁明 </p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条例等</p>	
	<p>個別法により聴聞又は弁明の手続きの適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	